

新宿区地域支え合いのための空きスペース有効活用促進事業

介護予防・健康づくり等の活動場所 利用団体募集要項

★★★空きスペース利用申込みの手引き★★★

介護予防・健康づくり等の活動や、サロン等の交流活動を行う場所の確保にお困りではありませんか。安定的かつ継続的に活動できるように、区内の事業者等から提供された空きスペースの利用を検討してみませんか。



新宿区福祉部地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎2階
TEL : 03-5273-4193 (直通)
FAX : 03-6205-5083
E-mail : chiikihokatsu@city.shinjuku.lg.jp

ご相談も随時受け付けています。
(詳しくは4ページをご覧ください。)

1 目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、高齢者の介護予防や健康づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を区民が相互に担い手となって支援する場が充実していることが必要です。

そのため、高齢者が歩いて通える範囲内に、担い手となる区民が活動場所を安定的に確保できる環境を整備しなければなりません。

そこで、新宿区内には企業や施設等が多いという特徴を活かし、こうした活動のために場所（空きスペース）を提供してくださる法人や任意団体、個人宅などを募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施しています。



●●● 新宿区内に増やしたいのは、こんな「場」です ●●●

高齢者が自宅から無理なく通える範囲（自宅から徒歩 15 分程度）に、地域住民が主体になって皆で集い、介護予防や健康づくりのために体操をしたり、孤立を防ぎ、支え合いの輪を広げるために、茶菓や食事を楽しみながら交流する活動を行う場です。



2 空きスペースの利用団体の要件

- (1) 主な参加者を高齢者とし、高齢者の介護予防、健康づくり、フレイル予防及び会食、交流などの社会参加を目的とする活動等を、区内において地域住民等が実施する団体であること。
- (2) 月 1 回以上活動を実施できる又は実施が見込めること。
- (3) 活動への参加が自由であるか、または、自己の意志による入会及び退会が可能な開かれた団体であること。
- (4) 団体の代表者又は連絡責任者が明確であること。
- (5) 営利目的、宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体であること。
- (7) 団体の構成員に暴力団に属する者がいないこと。
- (8) その他、区長が認めるもの（例：区内の大学等のサークルで、区内の高齢者のための介護予防に資する活動をする団体等）。

3 利用可能な空きスペース

法人、任意団体または個人のいずれかが、空きスペースの提供者(以下、「提供者」とします。)として、以下の要件を満たす区内の空きスペースを提供します。

- ・おおむね6畳（約10㎡）以上の場所
- ・おおむね月2回以上かつ1年間以上継続して使用できる場所

※現在の空きスペースの主な提供者は社会福祉法人等です。

詳しくは区公式HPをご覧ください。

【HP 掲載先】

新宿区公式 HP>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>生活支援体制整備事業>新宿区地域支え合いのための空きスペース有効活用促進事業>地域の介護予防・健康づくり等の活動団体へ空きスペースを提供する事業を実施しています

4 申込みについて

(1) 申込み

随時受け付けています。制度に関するご相談などにより来庁される場合やご相談しながら申込みを検討する際は、予めご連絡くださるとスムーズです。

(2) 申込み方法

① 来庁による申込み

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(新宿区役所本庁舎 2階7番窓口)に下記の提出書類をご持参のうえご来庁ください。

※受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分までになります。

② 郵送による申込み

表紙に記載のある住所に「地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係」宛て、下記の提出書類を郵送してください。

(3) 提出書類

① 新宿区活動団体情報提供カード（第5号様式）

② 第5号様式別紙 活動場所利用希望申出書

※ 書類は、区の公式ホームページからダウンロードできます。

【HP 掲載先】

新宿区公式 HP>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>生活支援体制整備事業>新宿区地域支え合いのための空きスペース有効活用促進事業>地域の介護予防・健康づくり等の活動団体へ空きスペースを提供する事業を実施しています

5 空きスペースの提供者との協議

(1) 区が提出書類（第5号様式・別紙）の内容を確認し、承認された団体は「登録団体」となり、登録証（新宿区活動団体情報提供カードの写し）が交付されます。登録団体は、希望に基づき空きスペース及び提供者の紹介を受けます。

(2) 提供者は協議に先立って、提供基準例を参考に「提供基準」を作成します。その「提供基準」にそって提供者と登録団体で二者協議し、双方が合意した内容で合意書等（「団体利用合意書例」を参考）を作成してください。

※「提供基準」及び「団体利用合意書」ともに、参考例の内容を最低限定めていただければ、その他の内容を加えることも可能です。

(3) 合意書は双方が保有し、登録団体が合意書の写しとともに「利用報告書（第6号様式）」を区に提出します。

(4) 利用予定を二者で確認した上で、スペースの利用が始まります。

6 利用開始後の手続き

- (1) 「新宿区地域支え合いのための空きスペース利用実績（第8号様式）」を年度終了後30日以内に区へ提出してください。
- (2) 変更や辞退をするときは、「利用登録団体（変更・辞退）届（第11号様式）」を速やかに区へ提出してください。
- (3) 活動中に事故が発生したときは、「事故報告書（第13号様式）」を速やかに区へ提出してください。
- (4) 登録証（新宿区活動団体情報提供カードの写し）の登録期間は、交付した日から当該日の2年後の日の属する年度の末日までです。
登録期間を経過後に継続して登録する場合は、再度登録の手続きが必要です。

7 感染症予防対策について

- (1) 一定の場合(※)にはマスクの着用を推奨しています。
- (2) 手指の消毒や他の利用者、スタッフ等との社会的距離が密にならないように活動を実施するなど基本的感染対策は引き続き有効です。
- (3) スペース利用後の消毒については、提供者の指示や基準に従ってください。

※一定の場合とは(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡より抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と身体的距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合。
- ・高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合。

8 その他留意事項

- (1) 登録団体は、個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期し、正当な理由なく知り得た秘密を洩らさないでください。
- (2) 事故時における対応について、登録団体が物損等にも対応できる保険に加入し、提供者に了承を得ることが原則です。提供者が保険加入している等、物損等への対応が可能な場合は、この限りではありませんが、合意書等により責任の所在を明らかにしてください。
- (3) 利用料の設定について、提供者と登録団体との協議により決定します。(提供者は営利を目的としないこととします。利用料を設定する場合は、光熱費等の実費相当を想定しています。)
- (4) 提供者と登録団体間に問題が発生した場合には、合意書等に基づいて二者で協議をお願いします(原則、区は関与しません)。

空きスペースの利用についてのご相談も受け付けます

- ★今すぐにはできないが、近いうちに空きスペースを利用したい・・・
 - ★申込みしたいと思うけれど、希望する空きスペースがあるかわからない・・・
 - ★空きスペースを利用したいが、不安なことがいくつかある・・・
- ・・・そんな方々のお話を伺い、必要な情報を提供します。募集要項表紙に掲載している「地域包括ケア推進係」まで、まずはご連絡ください。

